

平成 18 年 4 月 7 日

各 位

アイフル株式会社
 代表取締役社長 福田 吉孝
 (コード番号 8 5 1 5)
 (上場取引所 東証第1部・大証第1部)
 問い合わせ先 広報部長 香山健一
 TEL 03-4503-6050(広報部)
 03-4503-6100(IR室)

アイフル株式会社と住友信託銀行株式会社の合併によるスモールビジネス向けローン会社 ビジネクス株式会社

4月10日「横浜店、大宮店」営業開始

アイフル株式会社(代表取締役社長:福田 吉孝)と住友信託銀行株式会社(代表取締役社長:森田 豊)の合併会社であるビジネクス株式会社(代表取締役社長:原川 民男)は、平成18年4月10日、横浜店および大宮店を新設し、営業を開始いたします。

記

1. 新規開設の目的



ビジネクスは、おかげさまで創業5周年を迎え、本年1月に融資残高700億円を達成、東京・大阪・名古屋・仙台・福岡・宇都宮・新潟の7拠点にて、個人事業主・中小企業経営者の皆様の頼れるパートナーとして、資金面から事業をサポートさせていただいており、現在41,000社を超えるお客様にご活用いただいております。

これまで関東地区につきましては、東京店(東京都新宿区)が担当してまいりましたが、関東全域でお客様が増加していることに伴い、担当エリアを東京・横浜・大宮を拠点として3分割することで、お客様へのサービスの充実と、関東地区での浸透度と実績の向上を図ってまいります。

なお、横浜店と大宮店の新設により、ビジネクスの営業拠点は9拠点となりました。

今後も、多くの経営者様の事業成功の一役を担うべく、あらゆる資金ニーズにお応えし、「社会的意義の高い金融サービスの創造・提供」を行ってまいります。

2. 横浜店、大宮店概要

名称	ビジネクス株式会社 横浜店	ビジネクス株式会社 大宮店
住所	〒221-0052 神奈川県横浜市神奈川区栄町1番地1 アーバンスクエア横浜11階	〒330-0802 埼玉県さいたま市大宮区宮町2丁目35番地 大宮MTビル10階
電話	045-450-1320	048-650-2090
FAX	045-450-1321	048-650-2091
フリーコール	0077-7073	0077-7073
営業時間	9:30~18:00(土・日・祝は休業)	9:30~18:00(土・日・祝は休業)
案内図	 <p>Map showing the location of the Yokohama branch at Arban Square Yokohama 11F, near JR Yokohama Station and the Keihin Line.</p>	 <p>Map showing the location of the Maebashi branch at Maebashi MT Building 10F, near JR Maebashi Station and the Tohoku Line.</p>

3. ビジネクス株式会社 会社概要・商品概要

< 会社概要 (平成17年12月末現在) >

(1) 商 号	ビジネクス株式会社
(2) 代 表 者	原川 民男
(3) 本 社 所 在 地	東京都千代田区有楽町1丁目2番2号 東宝日比谷ビル5階
(4) 設 立 年 月	平成13年1月
(5) 主 な 事 業 内 容	事業者金融事業
(6) 決 算 期	3月
(7) 従 業 員 数	82名
(8) 資 本 金	40億円
(9) 営 業 貸 付 金 残 高	71,696百万円(平成18年2月末現在)
(10) 登 録 番 号	関東財務局長(2)第01262号
(11) U R L	http://www.businext.co.jp

< 商品概要 >

商 品 名	カードローン	ビジネスローン	不動産担保付き カードローン	不動産担保付き ビジネスローン
ご 融 資 額	1万円～500万円	100万円～1,000万円	100万円～2,000万円	100万円～1億円
実 質 年 率	13.0%～18.0%	8.0%～15.0%	8.0%～15.0%	8.0%～15.0%
担 保	不要	不要	不動産 (抵当順位不問)	不動産 (抵当順位不問)
保 証 人	原則不要 但し、法人契約の場合、 代表者の連帯保証要	原則不要 但し、法人契約の場合、 代表者の連帯保証要	原則不要 担保提供者の連帯保証 が必要。法人契約の場合、 代表者の連帯保証要	原則不要 担保提供者の連帯保証 が必要。法人契約の場合、 代表者の連帯保証要

商 品 名	診療報酬債権 担保ローン	提携ローン
ご 融 資 額	1万円～5億円	個別対応
実 質 年 率	5.0%～15.0%	
担 保	診療報酬債権、調剤報酬 債権、介護報酬債権	
保 証 人	原則不要 但し、法人契約の場合、 代表者の連帯保証要	

以 上